

## 社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会生活援助資金貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、町内に住所を有する低所得者を対象として必要な生活資金の貸付を行い、その世帯の生活の維持と安定を図ることを目的とする。

### (貸付の対象)

第2条 この資金は、低所得者であって次のいずれかに該当する者に対して貸付する。

- (1) 緊急を要する場合で資金の融資を他から受けることができない者、かつ民生委員が適当と認めた者
- (2) 生活保護法による要保護世帯には、貸付を行わない。ただし、保護開始までの緊急事情がある場合及び緊迫した生活事情の変更が生じた場合等は、関係機関の職員及び地区担当民生委員（以下「民生委員」という。）の意見を聞いて社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めた場合は、この限りでない。

### (貸付限度額)

第3条 貸付金は、一世帯30,000円以内とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、50,000円まで貸付することができる。

### (貸付条件)

第4条 貸付金の利子は、無利子無担保とする。

### (借入申込)

第5条 資金の貸付を受けようとする者（以下「借受人」という。）は、町内に住所を有する20歳以上65歳未満の適当とする連帯保証人をたて、生活援助資金借入申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、民生委員に申し込まなければならない。

- 2 申込を受けた民生委員は、すみやかに当該貸付の必要の有無、貸付の適否について調査し、申込書に意見を付して会長に提出するものとする。
- 3 先に貸付を受けて完済していない者は、いかなる理由があっても再度の貸付は行わない。

### (貸付の決定)

第6条 会長は、前条の申込を受けたときはすみやかに貸付の可否を決定（様式第2号・第3号）し、その旨を借受人、連帯保証人及び民生委員に通知するものとする。

- 2 貸付を決定したときは、生活援助資金貸付台帳（様式第4号）を整備しておくものとする。
- 3 貸付の決定を受けた借受人は、生活援助資金借用証書（様式第5号）を会長

に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(返済の方法)

第7条 貸付の返済方法は、次のとおりとする。

- (1) 一括返済方法
- (2) 分割返済方法

2 貸付金の返済は、生活援助資金償還票(様式第6号)により社協担当者の確認印を受けるものとする。

3 貸付金の返済期間は、貸付の翌月から1ヵ年以内とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、2ヵ年以内とすることができる。

4 第2条第2号の貸付金は、貸付後における初回の生活保護費支給時より、その全額又は分割にて返済するものとする。

5 次の各号の一に該当するときは、貸付金の全額又は一部について返済させるものとする。

- (1) 借受人が虚偽の申し出によって資金を借り受けたとき
- (2) 借受人が他の市町村に住所を移転するとき

(返済期限の変更)

第8条 会長は、借受人の支払が著しく困難と認めた場合は、返済期間期限届書(第7号様式)を提出せしめるものとする。

(連帯保証人変更届)

第9条 借受人が、次の理由により連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡した場合
- (2) 連帯保証人が保証能力をなくした場合
- (3) 連帯保証人が成年被後見人又は被保佐人とみなされた場合
- (4) その他、会長が認めた場合

(債務引受)

第10条 借受人が返済できないときは、その配偶者が債務引受人となる。

2 借受人及び配偶者が返済できないときは、連帯保証人が債務引受人となり生活援助資金債務引受書(様式第9号)を会長に届けなければならない。

(督促・催告)

第11条 生活援助資金償還票に記載された償還計画より3ヶ月を経過した場合は、ただちに借受人に対し、督促状(様式第10号)を送付するものとする。

2 督促状を送付して3ヶ月を過ぎても返済されない場合については、催告状(様式第11号)をただちに送付するものとする。

3 借受人に督促状・催告状を送付しても返済がないときは、返済を促すよう連帯保証人へ督促状(様式第12号)を送付するものとする。

(時効)

第12条 次の事項の場合は、時効とする。

- (1) 借受人及び連帯保証人に、督促状及び催告状を送付しても所在が確認されない日から10年を経過した場合
- (2) 借受人及び連帯保証人が共に死亡が確認され、それぞれの相続人が債務の相続を放棄した場合
- (3) 借受人及び連帯保証人が共に自己破産により債務が消滅した場合
- (4) 借受人及び連帯保証人が共に成年被後見人又は被保佐人とみなされた場合
- (5) その他会長が認めた場合

(時効の中断)

第13条 借受人が、債務を承認し一部弁済又は支払猶予をした場合において、時効は中断する。

(欠損処分)

第14条 会長は、時効が成立した時は欠損処分(様式第13号)をしなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、旧規程に基づいて貸付された生活援助資金は、この規程に基づいてなされたものとみなす。
- 3 社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会生活援助資金貸付規程(昭和45年5月30日施行)は、廃止する。